Ｑ１　保健室はどんなことをするところですか？

保健室は、子どもが元気で楽しく、安全で健康な学校生活を送ることができるようにお手伝いをするところです。また､健康上などで困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあり、専門の養護教諭がいます。

○　学校には、保健室を設けることになっています。保健室は病気やけがの救急処置、健康診断、健　康相談等保健管理上の機能のみでなく、全児童の健康状態を把握､分析し、問題解決のための教育　活動を行う保健センターとしての機能を有し､学校保健の中心の場となっています。

○　保健室・保健相談室の利用
・救急処置の場としての利用
・健康教育の学習の場としての利用
・健康診断を行う場としての利用
・健康相談やヘルスカウンセリングを行う場としての利用
・個別保健指導を行う場としての利用

○健康相談とヘルスカウンセリング
健康相談は、健康診断の事後措置や健康観察を継続していく中で養護教諭が必要と判断した場合、児童自らが申し出る場合、保護者または学級担任が児童の様子から健康相談を望んだ場合などに　実施し、随時行われます。宿泊を伴う学校行事や水泳学習､運動会等の前に行う場合があります。